

様式第1号-2 (第6条関係)

地域まちづくり推進事業実施計画書

1 事業実施者	団 体 名 東光ボランティア研修会事業実行委員会
2 事業の名称	～地域の助け合い～ ボランティア研修会事業
3 事業の目的 ※地域課題など	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアに関する研修会を開催することで、東光地域でボランティアに携わる担い手の育成に寄与する。 ・ 様々な団体に属する担い手が同じ場所に集うことで、団体間の連携促進に寄与する。 ・ 町内会などを基礎とする、地域の暮らしを考え直す契機を創造する。 ・ 東光地域でボランティアとして活躍している担い手を後押しし、令和2年度以降、ボランティア組織の立ち上げが可能かを検討する。
4 事業内容	<p>年間4～5回程度、ボランティアに関心を持つ住民向けの研修会を開催し、ボランティアの担い手を育成。年度末には地域住民向けのシンポジウムを開催し、広く地域に活動を周知する。また、研修会を開催していく中で、令和2年度以降、ボランティア組織の立ち上げの可能性について検討し、可能であれば同時に組織づくりにも取り組んでいく。</p> <p><主な事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアに関する研修会開催 ・ 地域住民向けシンポジウム開催 <p><日時></p> <p>第1回 令和元年7月26日(金) 午後2時から午後4時まで 「先進地域事例を学ぶ」</p> <p>第2回 令和元年9月27日(金) 午後2時から午後4時まで 「認知症サポーター養成講座」</p> <p>※ 第3回以降の内容は未定</p> <p><会場></p> <p>東部住民センター 中会議室</p>
5 事業期間	令和元年 6月 1日 から 令和2年 3月31日まで

収 支 予 算 書

事業の名称	～地域の助け合い～ ボランティア研修会事業
団体名	東光ボランティア研修会事業実行委員会

1 収入の部

(単位：円)

科 目	予算額	収入内訳
補助金	80,000	旭川市地域まちづくり推進事業補助金
合 計	80,000	

2 支出の部

(単位：円)

科 目	予算額	左のうち 補助対象経費	支出内訳
消耗品費	18,900	18,900	事務消耗品 (コピー用紙, 筆記用具, インクカートリッジなど) 18,900円
報償費	40,000	40,000	研修会講師への謝礼 10,000円 × 4回 40,000円
使用料	21,100	21,100	小会議室 700円 × 5回 3,500円 (会議) 中会議室 1,800円 × 5回 9,000円 (研修会) 大会議室(1) 2,500円 × 1回 2,500円 (シンポジウム) 冷房料 200円×2回+500円×2回 = 1,400円 暖房料 100円×3回+500円×6回 = 3,300円 マイクロフォン 300円×2本 = 600円 拡声器装置 (ワイヤレス) 800円 ※ 全て東部住民センター, 夜間利用料にて算出
合 計	80,000	80,000	

東光ボランティア研修会事業実行委員会 名簿(案)

(敬称略)

役員	氏名	よみがな	所属団体等
会長	松原 正雄	まつばら まさお	東光まちづくり推進協議会委員 (東豊中央地区社会福祉協議会)
副会長	杉原 和人	すぎはら かずひと	東光まちづくり推進協議会委員 (東光地域包括支援センター)
会計	板谷 友博	いたや ともひろ	東光まちづくり推進協議会委員
監査	北野 アイ子	きたの あいこ	東光ボランティアの会
	堀川 沙織	ほりかわ さおり	旭川市生活支援コーディネーター

「東光ボランティア研修会事業実行委員会」規約

(名 称)

第1条 本会は、「東光ボランティア研修会事業実行委員会」（以下「会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 会は、東光まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）の所管区域において、協議会の意見が反映された「まちづくり推進プログラム」（以下「プログラム」という。）に沿って実施する事業に取り組むことで、地域の歴史や文化の普及、健康の維持増進に資することを目的とする。

(事 業)

第3条 会は、前条の目的を達成するための事業を実施する。

(組 織)

第4条 会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 協議会委員のうち、協議会会長から指名を受けた者
- (2) 第2条の目的を達成するための各種事業に関係する団体の長又は団体に属する者
- (3) 会により特に参加を認められた者

(役員の数及び選任)

第5条 会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名以上
- (3) 会 計 1名
- (4) 監 事 1名

2 役員は、委員の互選により選任する。

(役員の仕事)

第6条 委員長は、会を代表し、会務を総括するとともに、会議の進行を担う。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 会計は、会の会計を担当する。

4 監事は、会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、選任の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第8条 会議の招集は委員長が行う。

- 2 会議の開催は、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、やむを得ないときは、委任状をもって出席に代えることができる。
- 3 議事の決定は、出席総数の過半数をもって成立する。

(経 費)

第9条 会の運営に要する経費は、補助金、助成金、寄附金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(事務所)

第11条 会の事務所は、委員長宅に置く。

(細 則)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、会議を招集してこれを定める。

附 則

- 1 この規約は、令和元年5月17日から施行する。
- 2 会の初年度の会計年度は、第10条の規定にかかわらず、会の設立した日から当該年度の3月31日までとする。